

「障害のある子供の教育支援の手引き」は、どのような内容が載っているの？

何が掲載されているのか！？ ポイント解説及び項目一覧！

令和3年6月に、「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)が出されました。

「教育支援資料」から「障害のある子供の教育支援の手引き」へ

新しい時代の特別支援教育に関する方向性が示される中で、障がいのある子供の就学相談や就学先の検討等について、文部科学省が作成した「教育支援資料」の改訂が行われました。

具体的には、障がいのある子供の就学先となる**学校**(小中学校等、特別支援学校)や**学びの場**(通常の学級・通級による指導・特別支援学級)の**選択**において、本人と保護者が正確な情報を得て、市町村教育委員会や学校等と共通理解を図ること等が示されています。また、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取り組みの趣旨を、就学に係る関係者の全てに理解してほしいことから、「**障害のある子供の教育支援の手引**」と名称を改定しました。

この手引きでは、

- ・障がい種別ごとの教育的ニーズの把握の方法、
 - ・どのような学校や学びの場があるのか
 - ・就学までの見通し
 - ・どんな情報を本人や保護者に提供する必要があるのか 等
- 分かりやすく整理しています。



「障害のある子供の教育支援の手引き」で明確にした教育的ニーズの定義

教育的ニーズとは、子供一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等(以下「**障がいの状態等**」という。)を把握して、具体的にどのような**特別な指導内容**や**教育上の合理的配慮**を含む支援の内容が必要とされるのかということを**検討することで整理する**ものです。

そして、こうして把握し・整理した、子供一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断していくことになります。



教育的ニーズをしっかりと把握し、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子どもに**最も必要な教育**を考えることが大切です。

参考：「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

「障害のある子供の教育支援の手引き」の掲載内容

「障害のある子供の教育支援の手引き」には、以下の構成で掲載されています。

第1編「障害のある子供の教育支援の基本的な考え方」

第2編「就学に関する事前の相談・支援、就学決定、就学先変更のモデルプロセス

- 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
- 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動
- 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
- 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス
- 第5章 適切な支援を行うに当たって期待されるネットワーク構築
- 第6章 就学に関わる関係者に求められるもの～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編「障害の状態等に応じた教育的対応」

- I 視覚障害 II 聴覚障害 III 知的障害 IV 肢体不自由 V 病弱・身体虚弱
- IV 言語障害 VII 自閉症 VIII 情緒障害 IX 学習障害 X 注意欠陥多動性障害



「本人と保護者に就学に向けた正確な情報提供がなされているか。」

例えば、次のようなことを保護者に分かりやすく説明することが挙げられています。

- ・就学が予想される学校の教育目標や多様な学びの場の目的
- ・学校生活を送る上で課題となりそうな内容
- ・支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きを含む）
- ・多様な学びの場の活用による成長事例 等

「障害のある子供の教育支援の手引き」の第2編第2章1(2)就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点で、詳しく述べています。

近日公開



説明したくても資料を準備する時間等がなくて困っている先生方、情報が少なくて困っている本人や保護者の方がいらっしゃると思います。
今、相馬支援学校では、この留意点を踏まえた本人や保護者に伝える、説明できる活用型資料を現在（R3.9.2）作成中です！



「教育的ニーズ」をしっかりと把握した上で、学び場の検討をしているか。

「教育的ニーズの整理」って、今回示されたけど、この内容を全て頭にいれて相談は、難しい・・・という先生方に向けて、示されている解説を参考にして、教育的ニーズが把握できるような活用型資料を現在（R3.9.2）作成中です！



近日公開



まずは、基本的な考え方を踏まえ、“これまでの取組”を振り返り“これからの取組”を改善・修正していくことが大切です。